

◆特定求職者雇用開発助成金の概要

コース	雇い入れる労働者※ 1		その他の要件	対象期間 () 内は中 小企業以外	支給額 () 内は中小企業 以外
特定就職困難者コース	短時間労働者以外	60 歳以上の高年齢者、母子家庭の母等	①②	1 年 (1 年)	30 万円× 2 期 (25 万円× 2 期)
		重度障害者等を除く身体・知的障害者	①②	2 年 (1 年)	30 万円× 4 期 (25 万円× 2 期)
		重度の身体・知的障害者、45 歳以上の身体・知的障害者及び精神障害者	①②	3 年 (1 年 6 か月)	40 万円× 6 期 (33 万円× 2 期 + 第 3 期は 34 万円)
	短時間労働者	60 歳以上の高年齢者、母子家庭の母等	①②	1 年 (1 年)	20 万円× 2 期 (15 万円× 2 期)
		重度障害者等を含む身体・知的・精神障害者	①②	2 年 (1 年)	20 万円× 4 期 (15 万円× 2 期)
発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース	短時間労働者以外	発達障害者・難治性疾患患者	①②	2 年 (1 年)	30 万円× 4 期 (25 万円× 2 期)
	短時間労働者		①②	2 年 (1 年)	20 万円× 4 期 (15 万円× 2 期)
就職氷河期世代安定雇用実現コース	下記①～④のすべてに該当する求職者 ① 1968 年 (昭和 43 年) 4 月 2 日から 1988 年 (昭和 63 年) 4 月 1 日までの間に生まれた者 ② 雇入れ日前直近 5 年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が 1 年以下であり、かつ、雇入れの日の前日から起算して過去 1 年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない者 ③ 紹介の時点で失業の状態にある者または「非正規雇用労働者」であって、ハローワークや職業紹介事業者等において、個別支援等の就労に向けた支援を受けている者 ④ 正規雇用労働者として雇用されることを希望している者		①③	1 年 (1 年)	30 万円× 2 期 (25 万円× 2 期)

コース	雇い入れる労働者※ 1		その他の要件	対象期間 () 内は中 小企業以外	支給額 () 内は中小企業 以外
雇用開発コース 生活保護受給者等	短時間労働者以外	公共職業安定所または地方公共団体において 3 か月 を超えて就労支援を受けている生活保護受給者や生活困窮者	①②	1 年 (1 年)	30 万円× 2 期 (25 万円× 2 期)
	短時間労働者		①②	1 年 (1 年)	20 万円× 2 期 (15 万円× 2 期)
成長分野人材確保・育成コース	〈成長分野〉 高年齢者や障害者等の就職困難者を雇い入れて「成長分野等の業務」※ 2 に従事させ、人材育成や職場定着に取り組む場合に、特定求職者雇用開発助成金の他のコースより高額の助成金を支給 〈人材育成〉 未経験の就職困難者を雇い入れて、人材開発支援助成金による人材育成を行い、賃上げを行った場合に、特定求職者雇用開発助成金の他のコースより高額の助成金を支給		①④	対象労働者種別と企業規模に応じて、それぞれにつき特定求職者雇用開発助成金の他のコースと同様	対象労働者種別と企業規模に応じて、それぞれにつき特定求職者雇用開発助成金の他のコースの助成額の 1.5 倍

- ①公共職業安定所または民間の職業紹介事業者等の紹介により雇い入れること。
- ②雇用保険の一般被保険者として雇い入れ、継続して雇用されることが確実であると認められること。
- ③下記のすべてに該当する正規雇用労働者、かつ、雇用保険一般被保険者として雇い入れること。
- ・期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。
 - ・所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間（週30時間以上）と同じ労働者であること（短時間正社員の場合を除く）。
 - ・同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法および支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。
- ④対象労働者種別に応じた特定求職者雇用開発助成金の他のコースの支給要件をすべて満たすこと。

※1 短時間労働者は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者。

※2 成長分野の業務には、以下のものが該当する。

- ・「情報処理・通信技術者」または「その他の技術の職業」（データサイエンティストに限る）に該当する業務
- ・「研究・技術の職業」に該当する業務（脱炭素・低炭素化などに関するものに限る）